

緊急事態 (従来取り決め)

緊急事態(従来取り決め)に伴うカーフェュー内運航の発生状況

No.	日付	出発/到着	滑走路		航空運送事業者等名	便名	出発地/目的地	離着陸時間	理由	
			A	北側					⑤	
1	H26.7.19	出発	A	北側	日本貨物航空	NCA8561	成田/那覇	23:00	⑤	成田空港における悪天候(雷)のため。
2	〃	〃	A	北側	キャセイパシフィック航空	CPA505	成田/香港	23:53	⑤	〃
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

【離着陸時間に関する緊急事態の適用を受けることができる事由】

- ① 異常事態に遭遇した航空機の午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ② 乗員、乗客に異常事態が発生したときの午後11時00分から午前5時59分までの間の着陸
- ③ 捜索、救難業務の目的で活動中の航空機の午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ④ 緊急ニュース取材業務の目的で活動中の航空機の午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ⑤ 台風避難、その他の理由により離着陸がやむを得ないと認められるときの午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ⑥ 異常な天候により緊急に燃料補給が必要になったときの午後11時00分から午前5時59分までの間の着陸